

# 西尾市立図書館分館

(西尾市立吉良図書館・西尾市立幡豆図書館)

## 業務委託プロポーザル実施要領

西尾市教育委員会事務局図書館

# 西尾市立図書館分館業務委託プロポーザル実施要領

## 1 目的

西尾市立図書館の分館（「吉良図書館及び幡豆図書館」をいう。）の業務を委託するにあたり、「西尾市立図書館分館業務委託仕様書」に基づく業務について、複数の業者から提案を受け、利用者サービスの向上及び安全、確実かつ効率的な図書館運営の履行可能な業者を選定します。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

西尾市立図書館分館業務委託

### (2) 契約形態

委託契約

### (3) 委託対象施設

西尾市立吉良図書館、西尾市立幡豆図書館

### (4) 事業場所及び事業期間

#### ア 吉良図書館

場所：西尾市吉良町荻原大道通1 4 番地1

期間：令和4年8月1日～令和7年7月31日

#### イ 幡豆図書館

場所：西尾市寺部町林添8 9 番地1

期間：令和4年8月1日～令和7年7月31日

### (5) 契約期間

契約締結日～令和7年7月31日

ただし、令和4年7月31日までを引継ぎ期間とし、引継ぎに係る費用は、受託事業者の負担とする。

### (6) 提案上限額

1 3 3, 0 6 5, 0 0 0 円（消費税別）

### (7) その他

受託者が委託者の指示に従わないとき、又は委託業者への委託業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託者は、その契約を取り消し、または期間を定めて業務の停止を命ずる場合がある。

## 3 審査基準及び審査方法

西尾市が選任する者をもって審査委員会を構成し、提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。なお、応募多数の場合は事務局員による第一次審査を行う場合がある。

また、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けないものとする。

## 4 プロポーザルの実施方法

### (1)業務内容

「西尾市立図書館分館業務委託仕様書」による。

### (2)選定スケジュール

項番	手続	日程
1	参加資格申請書提出期間	令和4年5月6日(金)午後4時まで
2	質問受付期限	令和4年5月12日(木)午後4時まで
3	質問回答	令和4年5月17日(火)
4	辞退届受付期限	令和4年5月18日(水)午後4時まで
5	企画提案書等提出期限	令和4年5月31日(火)正午まで
6	プレゼンテーション	令和4年6月8日(水)午後
7	審査結果通知	令和4年6月10日(金)付 送付予定

※書面審査に変更する場合があります。

※書面審査を想定し、補足事項が無いよう企画提案書を作成すること。

### (3)参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置く者である。

イ 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）に搭載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者（参加資格申請書提出日までに搭載され、該当する者）であること。  
大分類「03.役務の提供等」中分類「16.その他業務委託等」に登録されていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である。

エ 西尾市の入札参加指名停止等の措置を受けていない者である。

オ 本店及び西尾市に所在する営業所等が税を滞納していない者である。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でない、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でない。

キ 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱による排除措置を受けていないこと。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でない。

ケ 過去5年以内に公共図書館業務委託請負実績がある者

コ プライバシーマークを取得している者

### (4)提出書類

ア 提出書類一覧

項番	書類名称	提出形態及び部数	備考
1	参加資格申請書（様式第1号）	1部	令和4年5月6日(金)午後4時
2	会社概要書（様式1）	1部	※辞退届（任意）

3	実績書（様式2）	1部	令和4年5月18日（金）午後4時
4	プライバシーマーク登録証（任意）	1部	
5	企画提案書（様式第5号）	原本1部 写し10部	令和4年5月31日（火）正午
6	見積書（様式3）	1部	
7	見積内訳明細書（様式4）	1部	

#### イ 書類の提供、提示

参加資格申請書等（様式第1号・様式1・様式2）以外の所定様式等については、参加資格申請書提出後に、届け出のあったメールアドレスに電子メールで提供する。なお、実施要領等関係書類については、本プロポーザル終了後、提案者の責任において破棄すること。

#### ウ 参加表明（項番1～4）について

①項番1～4 本プロポーザルへの参加については、「参加資格申請書」の提出をもって参加表明があったものとみなす。同一様式が複数枚となる場合は、表裏印刷すること。

②提出期限 令和4年5月6日（金）午後4時 持参

③提出場所 西尾市立図書館 愛知県西尾市亀沢町474番地

④参加辞退 参加資格申請書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を令和4年5月18日（水）午後4時までにFAXまたは電子メールで提出すること。

#### エ 提案（項番5～7）について

①項番5 企画提案書は原本を1部 写しを10部提出すること。

②項番6、7は封筒に封入して別添提出すること。封筒表面には、「西尾市立図書館分館業務委託 見積書在中」と提案者名を記載し、裏面の封筒の継ぎ目は、代表者印を用いて封印すること。

③提出期限 令和4年5月31日（火）正午まで 持参または郵送（必着）

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

提出期間経過後の提出書類は受付しない。

④提出場所 西尾市立図書館 愛知県西尾市亀沢町474番地

### (5) 説明会の開催について

事前説明会については開催しない。質問等ある場合は、質問受付期間内に質問書を提出。

### (6) 質問受付

#### ア 受付方法

質問書（任意）に記入の上、FAXまたは電子メールで提出すること。（送信確認の電話をすること。）

イ 受付期間 令和4年5月12日（木）午後4時

#### ウ 回答方法

令和4年5月17日（火）までに、参加資格申請書の提出のあった事業者の内、参加資格要件を満たす事業者すべてに、電子メールにて送付する。ただし、質問及び回答が優

先交渉権者選定の公平性を保てないと判断した場合には、その旨電子メールで連絡し、回答を差し控える場合がある。なお、回答については、提示した書類の解釈、追加、修正として取り扱う。

#### **(7)企画提案書の作成方法**

企画提案書の作成にあたっては、「西尾市立図書館分館業務委託仕様書」の内容に基づき、下記の要領に基づいて作成すること。

ア 記載順序は、次のとおりとする。

- ①業務運営の基本方針について
- ②業務運営体制と人員配置について
- ③業務従事者の資格及び雇用計画について
- ④業務従事者の教育・研修計画について
- ⑤接遇及び利用者からの要望への対応
- ⑥利用者サービス向上及び利用促進事業に関する提案について
- ⑦法令等の遵守及び利用者情報の取扱い
- ⑧危機管理について

イ 任意様式とし、すべてA4縦判両面印刷で20頁以内（表紙・目次を除く）、長辺2穴にし、提出すること。A3判の使用も可能とするが、2ページとしてカウントする。

ウ 11ポイント以上の文字を使用し、表紙、目次を除き、本文には頁を付し、見やすい構成とすること。

エ 専門知識が無くても理解しやすいよう平易な言葉で、わかりやすく記述すること。

オ 提出された書類の内容の変更及び書類の追加はできない。ただし、選考審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

カ 提出書類は理由を問わず返却しない。

## **5 プレゼンテーション**

### **(1)日 時**

令和4年6月8日（水） 午後

開始15分前に、西尾市立図書館3階 第2研修室または視聴覚室で待機

※時間はメールにて通知する。

### **(2)場 所**

西尾市立図書館 会議室（3階）

### **(3)時間配分**

プレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定。

### **(4)実施順**

参加資格申請書提出時に、くじで順番を決定する。

### **(5)実施者**

プレゼンテーションは、本業務を受託した際の担当者が行うこと。なお、実施会場への入室は2名までとする。

### **(6)プレゼンテーション内容**

企画提案書の内容に基づき実施すること。当日、追加資料の配付は認めない。

## (7)資機材

パソコンなど電子機器を利用する場合は参加業者が用意すること。会場ではプロジェクター、スクリーンとコンセント（電源）を用意する。

## 6 評価について

評価は、企画提案書についてのプレゼンテーション及び見積書により総合的に評価し、第1位を優先交渉権者とし、第2位を次点交渉権者とする。なお、同点の場合は、価格点を除いた得点が高いものを上位とする。価格点を除いた得点も同点の場合は、くじで順位を決定する。

評価の方法は、西尾市図書館業務の委託業者選定審査委員会において提案内容を公平かつ公正に評価し選定する。

選定結果については、提案参加者全員に通知するが、評価内容についての質問には回答しない。

## 7 その他

(1)プロポーザルへの参加者は、本要領等を熟読し、それらを遵守し内容を理解したうえで参加すること。

(2)プロポーザルへの参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議申し立てを行うことはできない。

(3)企画提案書に用いる言語は日本語とし、そのほか通貨は円、時間は日本の標準時など日本において通常使用する単位を用いること。

(4)提案、検証に要する費用は、例外なく全て提案者の負担とする。

(5)業務の委託については、第一位の優先交渉権者と本市と協議の上、合意が得られた場合に契約する。なお、次点交渉権者との協議は、優先交渉権者が辞退等により、交渉権を放棄・辞退または交渉不成立・失格の場合に実施する。

(6)提案者の失格について 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

ア 提出方法、提出期限など実施要領等に適合しない者

イ 本要領「参加資格要件」のいずれかを満たさない者

ウ 本案件に関して、公告後、図書館業務の委託業者選定審査委員会委員と当該案件に関して接触を求めた者または接触した者

エ 提案価格が提案上限額を超過した者

オ 直近3年における法人税・消費税の滞納者

(7)虚偽の記載

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類全てを無効とする。

イ 虚偽の記載をした者に対して、西尾市の入札参加資格停止措置を講じる場合がある。

(8)提案内容の取扱い

本プロポーザルで知り得た事項は、他に漏らさないこと。また、市が提示する書類等や提出された書類等の著作権は、それぞれの者に帰属する。ただし、市が必要と認めるとき

は、提出書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(9) 情報公開等

提出書類については、西尾市情報公開条例（昭和63年西尾市条例第8号）における公文書となり、同条例に基づき情報公開請求等により公開される場合がある。また、本プロポーザルで得た個人情報は、事務連絡等プロポーザルの実施に必要な事項にのみ用いることとし、他の目的では使用しない。

## 8 問合せ

西尾市教育委員会事務局図書館

〒445-0847 西尾市亀沢町 474 番地

電 話：0563-56-6200

F A X：0563-62-6588

E-mail：[tosyokan@city.nishio.lg.jp](mailto:tosyokan@city.nishio.lg.jp)